

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
135	港湾局	東京港湾情報システム等の非常用電源を確保すべきもの	局所管の東京港湾事務所では、船舶の入出港や公共港湾施設などの効率的な管理運営のために、「東京港湾情報システム」を運用している。また、臨海トンネルなど4トンネル及びしんぼーブリッジなど2橋梁における事故や災害、施設トラブルに対応するため、臨海トンネル監視センターでは、「道路監視システム」を運用しており、当該システムのモニターは、東京港湾事務所にも設置されている。上記の2システムは、震災発生時にも、情報収集や状況確認の面などで活用されることが想定される。しかしながら、港南庁舎に設置している非常用発電機からは、東京港湾情報システム及び道路監視システムのモニターへ電力が供給されないことが認められた。局は、東京港湾情報システム等の非常用電源を確保された。	港南庁舎非常用自家発電機の容量等の検討を行い、指摘にあった2システムへの電源供給及び震災発生時の応急対策業務に必要なとなる現地対策本部用の電源確保のための増設工事を平成25年度内に実施した。
136	港湾局	帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成すべきもの	局が所管している東京港建設事務所は、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成24年東京都条例第17号）に基づき、一時滞在施設として指定されている。ところで、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」（平成25年4月総務局作成）によれば、一時滞在施設は、震災時に円滑に機能するよう、あらかじめ、帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成することとされている。しかしながら、監査日（平成25.10.3）現在、事務所は運営計画を作成していないことが認められた。局は、一時滞在施設が震災時に円滑に機能するよう、早急に帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成された。	「東京港建設事務所（港南庁舎）一時滞在施設運営計画」（平成26年2月6日付25東港庶第717号所長決定）を策定した。発生時は、本運営計画に基づき、迅速な一時滞在施設の開設と円滑な運営により帰宅困難者の受入れを行っていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
137	下水道局	衛星携帯電話を適切に管理すべきもの	局では、震災時の応急対策業務における通信手段として93台の衛星携帯電話を配備している。ところで、流域下水道本部及び中部下水道事務所において、これらの管理状況、充電状態、起動操作を確認したところ、次のような管理が適切でない事例が認められた。 ① 流域下水道本部では、設置3台中1台について、実査時に所在が確認できなかった。 ② 中部下水道事務所では、設置3台中1台について、起動しないことを認識していたが、交換や修理をしないまま配備していた。	流域下水道本部の衛星携帯電話は、実査直後に配備場所において、その所在及び正常な動作を確認した。中部下水道事務所の衛星携帯電話は、平成25年10月10日に電池パックを交換し、正常に使用できることを確認した。また、局は、平成25年10月21日に「災害時に使用する通信機器の管理について」を本報、各部署に通知し、管理の徹底及び設置場所の周知を図った。
138	下水道局	緊急通行車両の事前届出を速やかに行うべきもの	局では、災害応急対策に使用する車両を、「下水道局緊急通行車両等の確認事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づいて緊急通行車両として確認することとしている。要領では、局が所有している車両のうち、災害応急対策等に使用することが決定しているものについて、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行い、認められた車両については震災発生時に確認のための必要な審査を省略することができるとしている。事前届出を行うことで、災害応急対策等を実施する場合において、交通規制区間を通行するための標章等の交付時間が短縮されることとなる。したがって、局が災害応急対策等に使用する可能性があると認められる車両については、事前届出制度を活用する必要がある。しかしながら、流域下水道本部において見ただとところ、平成24年度に購入した車両のうち6台が、監査日（平成25.10.4）現在、事前届出済証の交付を行っていないことが認められた。局は、震災時に迅速に対応できるよう、緊急通行車両の事前届出を速やかに行われた。	緊急通行車両の事前届出済証が未交付であった流域下水道本部の車両6台について、平成25年10月8日付けで交付手続を行い、局の所有する車両全てを交付済みとした。さらに、平成26年2月3日の庶務主管課長会において、今後の新規購入・廃車等の際の事前届出の適切な事務処理について、改めて各部署に周知徹底した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。

平成26年7月22日

東京都監査委員	高橋	かずみ
東京都監査委員	野上	純子
東京都監査委員	友淵	宗治
東京都監査委員	筆谷	勇
東京都監査委員	金子	庸子

平成23年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	環境局	32	32	0	0
財団法人東京都環境整備公社の経営管理について	環境局	30	30	0	0
合計		62	62	0	0

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号(頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (27)	単価契約における諸経費の積算方法について	平成22年度中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業委託の省エネ診断支援業務等は、単価契約方式を採用しているが、積算方法の違いによって諸経費に大きな乖離が生じる場合がある。 想定回数に極端な変動がないと予想され、予定金額が1億円を超えるなど高額の契約の場合には、例えば、直接人件費に想定回数に乗じた額に対応する諸経費率を適用するなど諸経費の積算をより実態にあったものとしていく必要がある。	平成25年度の契約については、1件ごとの直接人件費に応じた諸経費率(87.8%)ではなく、直接人件費に想定件数400件を乗じた額に対応する諸経費率(47.7%)を適用して積算した。 平成26年度の契約についても、直接人件費に想定件数200件を乗じた額に対応する諸経費率(52.0%)を適用して積算した。	改善済
意見	1-2 (29)	東京都家庭の省エネ診断員制度について	省エネ診断員は84名(平成22年度末)、省エネ診断件数は203件(同年度)であり、診断員1人当たり年間2件強の実施状況である。 また、平成22年度の予算執行率は44.5%となっている。 本制度を契機とした「節電アドバイザー事業」の成果を踏まえ、エネルギー事業者をはじめとした様々な主体の自発的な取組を促すために、様々な主体との役割分担を含め、本事業の今後の展開について、検討を行う必要があると考える。	統括団体との意見交換(平成25年3月実施)結果等を踏まえ、平成25年度からは、「省エネ診断員制度」と「節電アドバイザー事業」を統合し、「省エネアドバイザー事業」として実施することとした。 具体的には、節電(ピークカット)のみならず家庭の省エネ対策を普及する事業として、「省エネアドバイザー」を養成・認定し、これまでの「節電アドバイザー事業」と同様に、統括団体が実施する点検業務の機会等を活用した各戸訪問やイベント等への講師派遣を実施する。 また、詳細な省エネ診断の依頼があった際に、より具体的かつ詳細な提案ができるよう、「省エネアドバイザー」の中で、より専門的な知識を有するものを「省エネ診断員」として認定し、個別訪問による具体的な省エネ対策等の紹介事業を実施していく。 平成25年度は、約4,200人の省エネアドバイザーを養成し、約3万件の各戸訪問を行った。 今後は、区市町村との連携についても、環境担当課長会などの情報連携の場を活用し、域内での事業の周知や区市町村が実施する家庭向け省エネ対策で省エネアドバイザーの活用を依頼するなどの連携を強化していく。 また、今回整理統合した事業を着実に運営していくとともに、家庭向けの新たな節電メニュー(料金体系)を模索する東京電力の業務改革の方向性等も把握しながら、家庭向けの省エネ対策推進に向けた更なる効果的な手法の検討に向けて、区市町村の担当者や統括団体等との意見交換を行っていく。	改善済

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号(頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-3 (32)	エコ金融プロジェクトの見直しについて	エコ金融プロジェクトにおける平成22年度の金融商品の取扱実績について、定期預金は目標を達成しているものの、住宅ローン、自動車ローン及びリースは目標を大きく下回っている。また、財源となる信託財産の運用益は全て使用されておらず、十分に活用できていない。 既存の金融商品の年間目標、取扱方法を見直し、新しい金融商品の開発、優遇措置を魅力あるものへ見直すなど、信託財産の運用益を有効に活用されたい。	平成24年5月以降、中核金融機関を中心として参加金融機関がそれぞれ計画的に改善策を実施し、同年10月には、都として、各金融機関との個別ヒアリングを実施し、改善状況を確認した上で更なる改善策に関するアドバイスをを行った。 金融商品スキームの改善については、リース対象品目を太陽光発電、省エネ産業機械等に拡大し、また、需要のある商品への年間目標額の増額については、西武信金(定期預金)、三井住友銀行(住宅ローン)について目標額を増額し、平成24年4~9月期は販売方法の改善もあって目標額を達成した。 金融商品の販売方法の改善については、金融機関によるチラシ・折込広告等による周知を徹底し、三井住友銀行(住宅ローン)マンション販売会場で立看板を設置し、住宅ローン相談者に本プロジェクトの説明を実施した。西武信金(自動車ローン)については、西武信金HPの改良、地域タウン誌への広告掲載を実施した。また、適用対象を中古車にまで拡大した。西武信金(定期預金)については、西武信金HPの改良、寄付先のNPOの会報・HP等に広告掲載を依頼した。都民銀行(定期預金)については、寄付先のNPOのイベントでPRを実施した。都民銀行(住宅ローン)については、大手ディベロッパーにPRを依頼した。なお、東京都においても、環境局HPのトップで本プロジェクトの紹介を実施した。 その結果、平成24年度実績は下記のとおりとなり、運用益を大きく上回る使用実績となった。 【平成24年度実績(内は平成23年度)】※リース費用の2%相当 1 エコ金融商品 (1)住宅ローン 三井住友銀行:701件(373件)、東京都民銀行:35件(29件) (2)定期預金 西武信金:目標60億円(30億円) (3)リース 三井住友F&L:17,726千円(2,583千円)※ (4)エコカー 西武信金:22件(3件) 2 運用益残高(単位:千円) 期 間 運用益 使用額 繰越額 平成21年10月~平成22年3月 15,849 3,584 12,265 平成22年4月~平成23年3月 38,540 32,707 18,098 平成23年4月~平成24年3月 38,540 24,327 32,311 平成24年4月~平成25年3月 38,536 48,140 22,707	改善済

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況								
意見	1-4 (34)	光化学スモッグ緊急時発令の伝達手段について	<p>都が行う光化学スモッグ緊急時発令について、その伝達はインターネットファクシミリを使用しているが、ほかに伝達手段としては電子メールが考えられる。</p> <p>それぞれのメリットを活かし、費用を抑えつつ、例えば警報・重大警報の場合には伝達の確認作業を行うなど、より確実な発令業務を推進されたい。</p>	<p>「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱」に定める燃料使用量削減計画の提出依頼に併せ、警報・重大警報を受信した際には、「光化学スモッグ情報（警報・重大緊急報発令時）受信確認票」を速やかに返送すること、及び、電子メールによる情報発信サービスへの登録案内を削減計画対象事業所（協力工場）の全てに通知した。（平成26年2月5日）</p> <p>また、区市町村に対しても同様に通知した。（平成26年4月1日）</p> <p>平成25年度結果</p> <table border="1"> <tr> <td>学校情報</td> <td>28 件</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>17 件</td> </tr> <tr> <td>警報・重大緊急報</td> <td>0 件</td> </tr> </table> <p>（結果、受信確認が必要な事態には至らなかった。）</p> <p>平成25年度結果 メール配信サービス登録者数9,130名</p>	学校情報	28 件	予報	11 件	注意報	17 件	警報・重大緊急報	0 件	改善済
学校情報	28 件												
予報	11 件												
注意報	17 件												
警報・重大緊急報	0 件												
意見	1-5 (37)	PM2.5の削減対策について	<p>都内を浮遊するPM2.5のうち、都外から流入したものが全体の約53%を占めている。また、都は九都府市中でも技術的に進んだノウハウを有している。</p> <p>PM2.5に関する都の研究成果を効果的に活用し、都内のPM2.5濃度の低減を進めるために、近隣自治体との連携の実効性を一層高められたい。</p>	<p>平成24年6月1日に近隣自治体と連絡会を設置し、平成24年度は4回、平成25年度は5回連絡会を開催し、都の検討会報告書の内容や各自自治体の取組事例を情報共有した。</p> <p>環境科学研究所の研究結果等ではPM2.5の二次生成の原因物質の1つとなっている揮発性有機化合物（VOC）の夏季対策が重要であることから、平成24年度は、直ちに実施可能な取組として、各自自治体のHP上で事業者へ夏季のVOC排出削減・排出抑制を呼びかけた。平成25年度は、「近隣自治体と連携した夏季のVOC対策の実施」について5月28日に各自自治体と同時に報道発表を行うなど拡充した取組を行っている。</p> <p>また、都は平成25年度にPM2.5低減が進んだ欧米等の事例及び情報の少ないアジアの実態を調査した。その結果を連絡会で情報共有し、今後の対策の検討に資する予定である。</p>	改善済								

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-1 (39)	リスクコミュニケーション推進地域モデル事業について	<p>平成22年度内に事業を終了し、取りまとめを予定していたリスクコミュニケーション推進地域モデル事業は、東日本大震災の対応等により公表が遅れている。</p> <p>早急に本事業の取りまとめを行い、成果の公表、普及していくことが必要である。</p>	<p>これまでの取りまとめ結果を、引き続きホームページにおいて公表している。</p> <p>平成25年3月5日に環境コミュニケーション推進セミナーを開催した。</p> <p>開催に当たっては、環境局ホームページにおいて広く一般に広報し、セミナーへの出席を呼び掛けた。また、区市町村においても積極的に環境コミュニケーションに取り組んでもらうため、区市町村に対して担当者の出席を依頼した。（併せて163名参加）</p> <p>セミナー開催後、速やかに同ホームページに講演内容をアップし、環境コミュニケーションを周知した。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6 (42)	東京都公害防止管理者の選任状況の改善について	東京都公害防止管理者について、一種と比較して二種の選任率が低く、特に区部及び島しょが低い。権限が区市に移譲されているため、都は選任率の向上に関する直接の指導は行っていないが、講習会の開催案内を送付するなど向上に向けた側面的な取組を行っている。 引き続き、東京都公害防止管理者の選任率の向上に向け、更なる取組を行われない。	平成25年度についても引き続き、未選任の全工場に対して、資格取得のための講習会の開催案内を5月8日に送付した。また、講習会の開催前を捉えて、5月に区市の環境主管課長会において、選任率の更なる向上に向けた取組を依頼した。 指摘を受けた平成22年度末(平成23年3月31日)と平成26年3月31日時点と比較すると、区部一種を除く全てで選任率の改善がみられた。 1 平成25年度実施 (1) 未選任工場への開催案内・・・5月8日送付 (2) 環境主管課長会での依頼・・・ 区部：5月20日、市部：5月10日 2 選任率の比較 (H23.3.31→H26.3.31) 単位：％ (1) 区部 ア 一種・・・99.4→98.7 イ 二種・・・78.6→80.8 ウ 計・・・80.0→82.1 (2) 市及び多摩地域の町村部 ア 一種・・・97.9→98.0 イ 二種・・・90.8→91.7 ウ 計・・・92.5→93.4 (3) 島しょ部 ア 一種・・・87.0→91.3 イ 二種・・・72.7→87.5 ウ 計・・・78.6→89.1	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (44)	公害防止管理者の講習料金について	公害防止管理者の講習料金の算定方法について、標準的な事務処理時間のうち、テキスト編集・修了テスト問題作成等について、1件あたり30分として算定しているが、根拠が明確でない。 ついては、「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」における講習料金算定のための原価計算について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる1件あたりの所要時間を表記する必要がある。	前回、平成23年度に実施した「使用料・手数料受益者負担の適正化調査」では、講習料金算定の原価計算について、所要時間を受講者数で除して、根拠となる1件あたりの所要時間を表記し、24年度予算の手数料算定に反映した。 平成25年度は、26年度予算の手数料算定を行い、前回と同様に適正に表記した。	改善済
指摘	1-3 (47)	東京都公害防止資金貸付金の債権管理について	東京都公害防止資金貸付金の債権管理においては所在調査・財産調査の状況が債権管理台帳に記載されていない箇所が見受けられる。 債権管理をより効果的に行い、貸付金の回収を促進していくためには、債務者への所在調査・財産調査の状況を適時かつ正確に債権管理台帳に記載し、債務者との交渉の過程・経過等を明らかにしておく必要がある。	平成24年度以降債権管理マニュアルに基づき、交渉記録をその都度正確に記載している。 その交渉記録を記載した債権管理台帳については、半年に1回所属長が内容を確認している。 平成26年3月末までの状況については、3月31日に所属長の確認を受けた。	改善済

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (48)	東京都公害防止資金貸付金の不納欠損処理について	<p>東京都公害防止資金貸付金の時効期間が経過し、債務者本人及び連帯保証人も破産、あるいは所在不明等の状況が長期継続しているが、相当期間不納欠損処理が行われていない貸付金がある。</p> <p>不納欠損処理しなければ、回収可能な債権と同様に貸付金として貸借対照表に計上されることとなり、不適切である。</p> <p>可能な限り速やかに不納欠損処理を行う必要があると考える。</p>	<p>平成24年5月～ 回収状況に応じ、優先順位をつけて、法務局で戸籍情報を取得、未払者宅への訪問督促、債務者との面会及び電話による返済交渉を順次実施した。</p> <p>24年11月 回収困難な債権4件について、不納欠損処理に向けて調査及び処理の手続を開始した。</p> <p>25年3月 滞納者に対し文書による催告を実施した。</p> <p>25年3月 上記4件のうち、消滅時効完成の1件を除く3件について、私債権の放棄を財務局・主税局へ協議依頼した。</p> <p>25年3月 3件について私債権の放棄を決定した。</p> <p>25年3月 消滅時効完成の1件及び私債権放棄した3件について、不納欠損処理を財務局へ協議依頼した。</p> <p>25年3月 不納欠損処理の協議を終了した。</p> <p>25年5月 上記4件について不納欠損処理を行った。</p> <p>25年5月～ 回収困難な債権について、25年度以降の不納欠損処理に向けて、調査を実施し処理を進めた。</p> <p>25年12月 25年度放棄予定私債権関係書類を財務局・主税局へ提出した。</p> <p>26年1月 財務局・主税局による放棄予定私債権に関するヒアリングにおいて説明を行った。</p> <p>26年3月 回収困難な債権2件について、私債権放棄を決定した。</p> <p>26年3月 消滅時効完成の2件及び私債権放棄した2件について、不納欠損処理を財務局へ協議依頼し終了した。</p> <p>26年5月 上記4件について、不納欠損処理予定。</p> <p>26年5月～ 回収困難な債権について、26年度以降の不納欠損処理に向けて、調査を実施し処理を進める。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-8 (51)	自動車関連の補助金について	<p>次世代自動車に対する導入補助制度の構築に当たっては、実効性を確保する観点から、補助条件等を見直すなど、次世代自動車の本格的普及につながる制度として実施されたい。</p> <p>なお、CNGバスやCNGスタンドのように補助実績のないものは検証を行い、補助の要否を含めた見直しを行われない。</p>	<p>1 措置状況</p> <p>(1)EV・pHV補助金のほか、他の補助金についても申請書の提出を郵送でも可能とし、手続の簡素化を図った。また、チラシを作成しディーラーに配付するとともに、補助制度について業界誌への掲載を依頼した。</p> <p>(2)CNGスタンド補助については、市長会、トラック関係団体、廃棄物関係団体等に説明を行い、平成24年度をもって廃止した。</p> <p>2 今後</p> <p>EV・pHVの補助金申請数の平成25年度実績は、199件である。なお、当該補助金は平成25年度で終了し、26年度から都市エネルギー部において、分散型電源として活用可能な次世代自動車（EV・pHV）に限定し、補助金制度を開始する。</p>	改善済
意見	1-9 (53)	カーシェアリングモデル事業について	<p>カーシェアリングモデル事業におけるカーシェアリングの利用状況は、多摩環境事業所の利用は4か月の期間中23回、一般の利用は期間中8回だった。</p> <p>モデル事業を効果的なものとするため、事業期間中に利用状況を把握し、利用が少ないことが判明した場合には、更なる利用を促す必要がある。</p> <p>今後、モデル事業を実施する際には、実施期間の長さなどの想定される課題を整理して実施する必要があると考える。</p>	<p>1 措置状況</p> <p>平成24年7月31日付事務連絡「モデル事業実施の際の留意点について」により、部内に、モデル事業実施の際の課題の整理、確認や課題の抽出と速やかな対応など、事業の適切な執行と進行管理の徹底を周知した。</p> <p>2 今後</p> <p>今後実施する場合には、想定される課題を整理、確認して実施するとともに、実施後においても、課題を抽出し、課題解決に向けた対応を行うなど適宜進行管理を行う。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-4 (55)	自然公園施設の管理運営に係る協定書について	<p>都は山のふるさと村及び海のふるさと村の指定管理者に地元自治体を選定し管理運営を行っている。</p> <p>基本協定書に基づく建物の使用承認について、自主事業に係る建物（レストラン部分）の使用承認と管理運営業務に係る使用承認が明確に区分されておらず、収支を明確化する観点からは問題がある。</p> <p>基本協定書において、自主事業の規定を明文化するとともに、自主事業としての建物の使用承認と管理運営業務としての建物の使用承認とを区分して行う必要がある。</p>	<p>1 基本協定における自主事業の規定の追加</p> <p>山のふるさと村及び海のふるさと村の基本協定において、自主事業の規定を明文化した。基本協定は、平成24年4月1日付けで各指定管理者との間で締結した。</p> <p>なお、管理運営業務に係る建物の使用承認（基本協定第7条）については、これまでと同様明記している。</p> <p>2 自主事業に係る建物の使用承認</p> <p>基本協定に基づき、自主事業を行う指定管理者から事業計画書の提出を受け、自主事業の内容及びそれに係る建物の使用についての承認を平成24年4月に行った。</p> <p>なお、平成25年度から、将来にわたる利用者の便益確保を図るため、管理運営業務と位置付け、指定管理者に建物の使用承認を行っている。</p>	改善済
意見	1-10 (59)	森林再生事業について	<p>森林再生事業が開始されてから9年が経過するが、累計間伐実績は対象の29%に留まっている。また、平成18年度以降の実施面積は減少している。</p> <p>都は事業管理者として、多摩地域の森林の現状を把握し、市町村との情報交換をより密にして、具体的な事業計画を10年程度の中期中で策定し、その達成のために、具体的な実施エリアの想定など短期の計画を立てた上で、調整をより密にして、事業の進捗や予算を適切に管理していくことが望まれる。</p>	<p>1 中期計画の策定</p> <p>事業を着実に推進することで、長期的に森林を良い状態に保てるよう、森林再生事業を優先して実施すべきエリアや事業量について精査し、三期10年の事業計画（中期計画）を24年10月に策定した。</p> <p>2 市町村との情報共有</p> <p>市町村担当者がより効果的、効率的に対応できるよう連携策を強化した。</p> <p>(1) 森林所有者との交渉から協定締結まで統一的な対応を進めるため、事例集を作成し、平成24年8月に市町村へ提供した。</p> <p>(2) 産業労働局から森林の情報提供を受け、事業を実施すべき森林を明確化した。（平成24年9月）</p> <p>また、効率的な交渉に役立ててもらえるよう情報を整理し、市町村に提供した。（平成24年11月）</p> <p>(3) 権利関係が複雑で課題となっていた案件（共有林や代理人等）の協定締結について、法律実務研修により法的問題点を整理し、平成24年8月と25年3月に市町村へ解決方法を提示した。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
				<p>(4) 協定締結に向けた森林所有者との交渉状況について、市町村から毎月報告を受けるとともに、平成24年度中に市町村等の担当者として43回打合せをし、情報の共有と現場の課題を抽出し検討した。</p> <p>3 事業のPR</p> <p>森林所有者及びその家族等への事業の浸透を図るため、様々な普及啓発策を強化した。</p> <p>(1) 奥多摩町（平成24年5月、25年5月）、日の出町（平成25年5月）、青梅市御岳地区（平成25年6月）の森林所有者の多い山林地域の自治会等において事業紹介を行った。また、青梅市黒沢地区と梅郷地区の自治会でも、平成25年8月に実施した。</p> <p>(2) 山林地域に位置する檜原村（平成24年8月）、奥多摩町（平成24年10月）のお祭り等において、ブースを設けて事業の紹介や相談会を行った。平成25年度も、檜原村（8月）のお祭り等でブースを設けて事業の紹介等を実施した。（なお、奥多摩町においても事業の紹介等を実施する予定であったが、台風によりお祭りが中止となったため実施できなかった。）</p> <p>(3) 共有林における協定締結を促進するため、共有林の所有者（約1200件）に対して、平成25年2月に事業への協力と代表者選定の依頼について文書を送付した。</p> <p>(4) 事業PR用の新しいパンフレットを平成25年3月に作成し、市町村のほか森林組合、関係自治会等に配付した。</p> <p>4 進捗状況</p> <p>(1) これらの取組の結果、平成24年度は約567haの間伐事業を実施した。平成23年度に比べ約127ha増となるとともに、19年度以来、5年ぶりに500haを上回ることができた。</p> <p>(2) 平成26年3月末時点（12ヵ月間）で、約489haが実施済みである。</p>	

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号(頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-11(61)	外来生物対策事業の更なる実施について	<p>都は特定外来生物について駆除などの対策を進めているが、キョンに関しては大島町内の防除対策を実施しているにもかかわらず、平成23年度の生息数は平成19年より増加している。</p> <p>都は、キョンの生態や生息実態を踏まえ、引続き、効果的・効率的な捕獲手法を検討し、外来生物対策事業の更なる実施に努められたい。</p>	<p>1 1,000頭捕獲目標達成に向けた対策                      (1)ワナの中でも捕獲効率の高い張り網の設置を増やすなど、各ワナによる捕獲を着実に実施している。(平成23年度:753頭捕獲、平成24年度:827頭捕獲、平成25年度:700頭捕獲)                      (2)1,000頭捕獲に向け、囲いワナを設置しキョンを追い込み捕獲するなど、更なる対策を推進していく。(平成24年度(秋・実施):2,000m、平成25年度(秋・実施):1,720m)                      (3)首くくりワナや箱ワナ等について、更に捕獲効率を上げるため、実務関係者向けに知識取得、捕獲技術向上のための講習会を開催した。(平成25年3月6日~8日)</p> <p>2 根絶に向けた計画の見直し                      (1)捕獲効率を高め、根絶に向けて着実にキョンを捕獲していくため、有識者による「特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会」を設置し、課題の整理を行った。(平成24年度:第1回/平成24年8月7日、第2回/平成25年2月15日、平成25年度:第1回/平成25年6月14日、第2回/平成25年12月19日、第3回/平成26年3月4日)                      (2)平成25年度に防除事業計画を見直し、根絶に向けた効果的・効率的な防除事業を推進する。</p>	改善済
指摘	1-5(63)	廃棄物再生事業者からの実績報告について	<p>再生事業者としての登録を受けた者は、廃棄物再生事業報告書を都に提出することが求められているが、平成21、22年度の報告件数は0件である。</p> <p>廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物処理業者と違い更新制度がないため、実績報告書により事業者の事業状況を把握する重要な手続であることから、廃棄物再生実績報告書のチェック体制を強化し、未提出事業者の解消に努める必要がある。</p>	<p>1 実績報告未提出者への措置等の状況                      (1)平成25年3月31日現在、283件中、268件の報告等を受領した。                      未提出者15件(5%)については平成25年度提出対象者とし、事務引継ぎを行った。                      (2)平成24年3月に報告書提出の手順書及びスケジュールを作成し、係内で手順書による引継ぎを行った。(平成25年4月4日)                      (3)廃棄物再生事業者の登録に関する要綱を改正した。(平成25年6月28日)</p> <p>以下のとおりとし、登録業者の事業状況を確認する方法を改めた。                      ア 登録業者は、毎年報告書を提出することとした。ただし、添付書類を不要とした。                      イ 登録業者のうち、産業廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者は、別の報告制度で事業状況を確認できることから提出免除とした。                      (4)「廃棄物再生事業者登録の手引」の改訂を行い、平成25年11月中に全登録事業者に発送して周知を図った。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査 環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について 環境局

区分	番号(頁)	事項	指摘・意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-12(65)	医療廃棄物処理推進事業及び医療廃棄物追跡事業について	<p>医療廃棄物処理推進事業は、都内診療所数約25,000所に対して目標は5,000所、参加診療所数は1,209所で利用率4.8%、医療廃棄物追跡事業は都内病院約660病院に対して目標660病院、参加49病院で利用率7.5%と利用率が低い。</p> <p>診療所・病院等に対して医療廃棄物の追跡システムの導入の徹底や、廃棄物収集運搬業者に対して利用を促す方策を検討する必要がある。</p>	<p>東京都医師会や東京産業廃棄物協会、東京都環境公社との意見交換を踏まえ、今後の医療廃棄物については、電子マニフェストと第三者評価制度の認定業者の組み合わせにより処理するという方向性を決め、この新たな仕組みへの移行のため、以下の取組を行った。</p> <p>◇平成24年11月                      東京都医師会会長あてに「電子マニフェストと第三者評価制度の認定業者の活用による医療廃棄物の適正処理について」(平成24年11月12日付24環廃産第553号)の文書を発出し、都医師会全会員に対し、新たな仕組みによる適正処理を周知するよう働きかけた。</p> <p>◇平成24年12月                      都医師会は理事会において、この通知文に基づき、方針を決定した。                      また、同日、都は地区医師会医療廃棄物担当理事連絡会において、新たな仕組みについて説明をした。</p> <p>◇平成25年1月~3月                      都は都医師会及び東京都環境公社と連携し、各地区医師会等において、新たな仕組みの普及に向けた説明会を17回実施した。</p> <p>◇平成25年4月1日                      新たな仕組みへの移行を実施した。</p> <p>◇平成25年4月以降                      地区医師会への説明会を4回開催するとともに、医師会から各地区医師会への再周知を実施した。                      東京都病院協会事務局と打合せを行い、新たな仕組みについての周知・普及を実施していくこととした。                      今後とも、都医師会、都病院協会、東京都環境公社等と連携し、新たな仕組みの周知・普及を図っていく。</p>	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (69)	特別区及び東京二十三区一部事務組合に対する最終処分委託料について	特別区及び一部事務組合との間の最終処分委託料は、算定対象経費に考慮すべき減価償却費約27億円が入っていない。 最終処分委託料の都区間協議において算定対象とする経費にはすべての減価償却費を含めるなど、中小企業者に対する手数料の算定対象経費と整合性を果たせることが望まれる。 費目の見直しを含め、廃棄物の埋立処分の歳入、歳出の乖離の解消に向けて、関係局と検討されたい。	平成23年度決算に基づく、最終処分委託料について算定した。 算定結果及び料金算定の対象となる費目の見直しを含めた最終処分委託料の設定について、環境政策部環境政策課・経理課と調整を行った。 (平成24年12月) 局内調整の結果を踏まえ、総務局(平成25年1月:1回、3月:1回、6月:2回)、財務局(平成25年2月:1回、3月:1回、5月:1回)と調整を行った。 検討の結果、「収集・運搬、処理については特別区(又は清掃一部事務組合)、処分については都が行うという『都と区の役割分担』は、清掃事業移管以降現在まで変化がないことから、最終処分委託料の算定対象経費についても、現行の算定対象項目を継続することが妥当」との結論に達した。 今後、歳入・歳出の乖離が生じた場合は、都区でルール化した4年ごとの協議の場で、直近の決算値に基づき適切に対応していく。 また、今後、都と特別区の役割分担に変化が生じた場合は、最終処分委託料の算定対象費目の見直しを含め、特別区と協議を行っていく。	改善済
意見	1-14 (71)	東京都環境科学研究所の施設管理について	東京都環境科学研究所の建物、備品類には適切な修繕が必要であるが、経年により今後補修費用の増大が予想される。 一方で、費用の最小化を図る必要もあり、ファシリティ・マネジメントが欠かせないものと考えられる。 建物、備品類は老朽化により更新の時期を迎え、また、維持費用の増加が見込まれるが、その際には計画的な更新を図られたい。	備品類の使用状況及び劣化状況を確認し、更新の優先順位を定めて平成25年3月に備品更新計画を策定した。 建物については、改修する場合には必要な対応について調査を実施し、調査結果については平成25年3月に取りまとめた。 今後、適切な時期に必要な経費を予算要求し、更新を実施していく。	改善済

平成23年度包括外部監査

環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

環境局

区分	番号 (頁)	事項	指摘・意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-6 (75)	環境局情報処理規程の改定について	環境局電子情報処理規程は、現行の情報システム形態には対応していない。 システム開発やシステム導入後における運用保守について準拠すべき基準が適宜改定されず、情報システムの実態と乖離しているような状況であれば、情報システム全体の品質と効率性に悪影響を及ぼす恐れがある。 環境局電子情報処理規程を早急に見直し、現行の情報システムに対応させるよう検討されたい。	局内のシステムの運用管理を効率的かつ計画的に行い、環境局内システムの最適化等を推進するため、現行の情報システムの実態に合わせ、平成24年10月に環境局電子情報処理規程を改定した。	改善済
指摘	1-7 (77)	環境局セキュリティ実施基準の改定について	環境局セキュリティ実施基準は平成14年8月の策定後、現在まで一度の改定もなされていない。 都においては、平成19年度にセキュリティ対策基準を全面改正しており、局のセキュリティ実施基準は都の基準と整合が取れていない所がある。 新しい情報セキュリティリスクも考慮に入れ、出来るだけ早期に対応されたい。また、都の規程の改正があった場合には、それと整合性が取れるように適宜見直しを行われたい。	平成24年7月に、局内の全システムについて、都の情報セキュリティ対策基準に基づいた情報セキュリティ実施手順を、当対策基準との整合を図り策定又は改正した。 なお、それに併せてこれまでの局の情報セキュリティ実施基準は廃止した。 今後も、都の規程改定が行われた場合には、その内容を踏まえて必要な改正を行う。	改善済